

広島県告示第六百十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定によって、次のとおり懲戒処分を行った。

平成二十六年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十六年九月十六日

二 処分を受けた建築士

1 氏名

原 良典

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

二級建築士（広島県知事登録第一五四〇二号）

三 処分の内容

業務停止二月

四 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年国土交通省令第六十一号）附則第二条第二項において準用する同条第一項に定められた期限内に、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十二条の二第二号に規定する定期講習を受講しなかった。

このことは、建築士法第十条第一項第一号に該当する。